

水道料金の請求誤りについて

水道料金に係る業務において、令和2年10月検針分から令和7年2月検針分までの水道料金で、一部の使用者に対する請求誤りが判明しました。

ご迷惑をおかけしたお客様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

つきましては、概要及び今後の対応について下記のとおりお知らせいたします。

概要	水道の契約が終了された方で閉栓時に推定精算(※)となり、かつ使用日数が15日以下の場合、本来基本料金を1/2とすべきところ、料金システムでの計算の際、1カ月分として算定され誤った請求を行っていた状況がありました。 ※推定精算とは、積雪等で水道メーターの検針ができない場合、お客様の過去の使用実績に基づいて使用量を推定し、次回検針ができた際に過不足分を精算するものです。 請求誤りは31件で総額8,858円です。
発生期間	令和2年10月検針分～令和7年2月検針分
対応	請求誤りのあったお客様には丁寧に説明させていただき、過大請求分をお返しさせていただきます。
再発防止策	チェックリスト・テストパターンを更に詳細に作成し、チェック体制を強化することで再発防止を図ってまいります。

■問い合わせ先

担当課名：燕・弥彦総合事務組合水道局経営企画課

担当：総務係

電話：0256-77-9400

FAX：0256-78-7680